

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年8月18日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和4年8月18日(木) 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和4年8月18日(木) 午後4時35分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(4番)関谷 芳広

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書記	福田 謙一郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
議案第46号 非農地判定について
議案第47号 令和5年度防府市農業施策等に関する意見書
報告第54号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第55号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第56号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第57号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第58号 農地法施行規則該当転用届について

報告第59号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

7番 小山 巽委員

8番 田村 正信委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから令和4年8月の月例総会を開催いたします。

本日は、関谷委員からの欠席の御連絡を頂いております。

過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶頂いた後、議長としての議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。今日は議題そのものはあまりありませんので、議案審議に御協力をお願いしたいというふうに思います。その後、国、県への意見要望の取りまとめを最終的なものを今日したいと思っておりますので、そちらのほうで御意見をいろいろお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、7番の小山委員さんと8番の田村委員さんをお願いいたします。

それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第42号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正箇所をお伝えいたします。

議案書1ページの議案第42号の1、こちらは、家族数と耕作者数の修正があります。

資料の4ページ、営農計画書が差し替えとなっております。机の上に配置させていただいておりますので、御覧ください。

それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第42号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回、提出された件数は2件です。

目的については、使用貸借による権利の設定が1件、所有権の移転が1件で、譲渡理由については、耕作困難が1件、相手方の要望が1件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。資料のほうは、今ありましたように営農計画書が差し替えになっていますので、差し替えのほうを御覧頂いたらと思います。これで届いたのがえらくあっさり簡単なものでして。

それでは、議案第42号の1は、農地を借りて農業をしたいという申請です。

貸出人と借受人ですが、これは――です。――の土地を――が借りるということです。

三、四年前まで、私もよく通るとこなんで、稲を作っておられたんですが、最近は全く作付がされていないという形になっています。お話を聞いたら、――は――農業が全くできないということで、――のほうは農業をするために、土地を使用貸借、借りるということにされたようです。

農業については、もともとこの地域で育った方なので、若い頃は――の手伝いをして農業をしていたということで、特に作業等については問題はないと思います。

農機具等は、確認をしたんですが、――の倉庫をそのまま使って、――が持っていた機械でやるということなんですが、ここに書いてあるとおり、トラクター、田植機、バインダーまではあるんですが、その先がやっぱりないということなんで、当面は野菜から始めるということですが、稲も作りたいということで、稲を作るようになったら、近隣に秋はお願いをするということなんです。すぐ隣の田んぼに一生懸命農業されている方がいますので、多分大丈夫だろうと思います。

それから、――がいらっしゃって、それから――夫婦と同居されておまして、人手も十分あります。

それから、水利組合も――の権利をそのまま引き継ぐということでした。

続いて、農地法第3条2項3号についてですが、第3条の2項1号の大体全て利用されると思います。話の中で、機械、それから人手について検討したところ、そういうふうに判断をします。

それから、3号、4号、6号は該当しません。

5号の下限面積は、今回、借りるところで運用をいたします。その分については支障を及ぼすことはないと思います。

皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第42号の2は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

8月10日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、——地区で、市道のすぐそばにあります。

譲受人は、会社を営んでいる——と共に、地元ではかなり水稻の作付をされています。今回は、——の知り合いである譲渡人から頼まれて申請となりました。

現況は、草で荒れていて、許可が出次第、草刈りをして来年に向けて準備したいということです。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、——を中心に家族ぐるみで営農されています。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、2番、承認いたします。

続きまして、議案第43号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案集は2ページ、資料は9ページからとなります。

第43号は農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は7件です。

この7件の転用目的の内訳は、自転車競技BMXコースが1件、資材置場が2件、自己用住宅が1件、太陽光発電設備への進入路が1件、太陽光発電設備が2件です。

受付番号の1は、自転車競技BMXコースです。

資料は9ページになります。

農地区分は、集団農地面積6.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地

と判断します。

受付番号2は、資材置場です。

資料は15ページです。

農地区分は、集団農地面積0.09haの農地で、華城出張所から450mにあり、規則第45条第2号に該当する第2種農地と判断します。

受付番号3は、自己用住宅です。

資料は21ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号4は、太陽光発電設備への進入路です。

資料は27ページです。

農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。2年以内に原状回復する一時転用になります。

受付番号5は、太陽光発電設備です。

資料は33ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6は、太陽光発電設備です。

資料は39ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない第2種農地と判断します。

受付番号7は、資材置場です。

資料は45ページになります。

農地区分は、集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第43号の1は所有権移転の申請です。

譲受人が農地を引き取って、BMXの練習場を造りたいという申請です。BMXというのが何かさっぱり分からなかったんですが、13ページにイメージ図が出ていますけど、自転車競技の種類だそうです。凸凹を造って単車でいえばモトクロス、空中でくるっと回ったりするあれかと言ったら、上手になったらそういうのもできますということでした。そういう競技の練習場を造りたい

という申請です。

8月16日に行政書士、それから譲受人とお話をしました。その結果について報告をいたします。

現地は——から——m程度行ったところにあります。譲渡人は市外に住んでおられて、農業はされておられません。ただ、時々帰ってすぐだけはされていたんですが、ここへ残っているのが最後の農地で、それも昨年、——が亡くなられて、宅地と一緒に手放すということにされたようです。-に宅地がありまして、もうこれ家はなくなっていますが、その宅地と農地を今回取得をされて、それで宅地のほうには御自宅を建設される予定だと聞きました。

譲受人は——で、このBMXの練習場を造りたいということで土地を探していたところ、そこでいいところがあるということで、譲り受けることにされたそうです。今、——へ住んでおられて、近いんです。ここが——ですから。練習で通っておられたようです。そういうのを造るということにされたようです。

——なんで、なかなか連絡がつきにくかったんですが、——が毎日ありますので、火曜日の夜、電話をかけたらちょうどつながりまして、お話を聞くことができました。

それでここ、この周りにはもうほとんど休耕田ばかりですが、17ページかな、ここへ線が入っている上半分はほとんど太陽光、下の水、道と書いてあるところから下は多少水田があるというところなんです。

特に問題はないと思うんですが、この農地の横をため池の水路が通っていますので、水路辺りは維持と清掃をお願いしましたところ、それはやりますということでしたので、地元委員としては特に問題ないと思います。皆様の御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。議案43号の2について説明させていただきます。

本件は、譲受人が——の業者というふう聞いておりますけれども、資材置場として転用したいということで、購入される事案でございます。

現地調査は事務局2名、木原委員と私と4人で8月12日に行いました。また、譲受人とは、8月10日に聞き取りを行いました。

申請地は、-----の-----mに位置しております。

資料は15ページからになります。

譲受人は、-----ですか、昔の地名では-----いうところですが、非常に分かりにくいところで、どうも-----の一部を借りて事務所兼作業場にされようというか、資材置場にされている状況でございました。もう探すのに30分ぐらいもううろろうしまして、たまたま近所に車を洗う人がおられて、スマホで調べちゃろういうて調べてもらったら、-----で、幾ら探しても分かりませんでした。

-----、何かインターネットで調べると従業員一人というふうに書いてあったんで、それなりの会社だろうということで探したもんですから余計分かりませんで、大変苦労して探しました。

話を聞いておりますと、創業は平成一年ということですから、約一年、従業員が一人で行っておられる非常に小さな会社でございました。ただ、何か-----の工事をされておるようで、ダンプカーとか大型機材等が要るんだということで、いろいろ探しておったところ、今回、本地を見つけたということでございました。

ちょっと資材置場としましては、-----m²ということで、約一反というちょうど道路に2面、面しておりまして、非常に整形の土地でありまして非常にいいんですけども、ちょっと広いんじゃないかという感じはしましたが、先ほど言いましたように、いろいろ資材置場としてそれなりの使い方があるんだというのが1点と、もう1点は、どうも事務所が建てられればそこに事務所も持っていきたいというようなお気持ちもおありのようでして、その辺でやむを得んのかなというふうに思いました。

一応、現在、道路に2面、面しておりまして、擁壁は4面あるわけですけども、それらが全て既に立派な擁壁ができておりますので、あとは埋立てをすればいいということで、何せここが荒地で、もう黄判定してもいいような非常に10年以上ほったらかしということで、造成するために大変苦労せんやいけんというようなことをおっしゃってございました。

でも一応-----の関係業者ですので、自前で造成をしたいということでございます。ただ、転用許可をして、期限が2年というのがございますので、それが果たしてどうかまたいう問題もございますけども、社長に念を押しましたら、何とか頑張ってやるというようなことをおっしゃっているんで、非常に社長もまだ一代後半、一代前後の方で非常に若い方でしたし、誠実そうな人に見えましたんで、何とかその辺信用せざるを得んのかなというところでございます。

一応、本件につきましては、15ページにありますように、第2種農地でありますので、規則第45条の2号に該当する農地ということで、また、一般基準の転用の確実性、転用面積など妥当性についても、先ほど申し上げたようなことで許可基準に該当するんじゃないかというようなことで

判断をいたしました。皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第43号の3は、新田の農地を自己用住宅に転用するという申請になります。

現地確認を8月の10日に事務局3名と共に行いました。また、ヒアリングを後日、譲渡人に行いましたので、御報告いたします。

資料は21ページより御覧ください。

現地なんですけれども、——から北東に——mぐらい行ったところに位置します。農地の現況なんですけれども、今年に入ってからは一切作付等はされておらず、周りのほうも四方をもう住宅に囲まれているような農地になります。

ヒアリングで、このたび、——が——から帰ってこられるという予定があるということで、今回、その地を——用に家を建てるということになるそうです。

——、今、——で——勤務なんですけれども、——のほうに営業所があるということで、そこに転勤希望を今出していますということでした。

現地を見たんですけれども、一部、盛土等がしてあったんで、その点について注意をして始末書等を出してもらっております。

地元委員といたしましては、周囲の状況がもう四方を住宅に囲まれておりますし、ちょっと営農は厳しいかなという判断をしております。転用もやむなしと考えております。

以上、説明となります。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4、5、6、一括上程させていただきたいと思っております。地元委員さん、説明お願い

いたします。

○1番 1番の池田でございます。議案第43号のちょっと5のほうから説明させていただきます。

譲渡人が———さんで、太陽光発電設備のために譲り渡すという所有権移転の許可申請でございます。

4は、5の工事のために進入路として隣接の田の持ち主が貸すという使用貸借による権利の設定の許可申請でございます。

8月12日、現地確認を午後1時半から事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。

関係者の方には、8月16日、電話で事情を聞きましたので報告いたします。

場所は、資料の33、34ページを御覧ください。

———の麓でございます。既に周囲はほとんど太陽光設備となっております。

現地の———の譲渡人は、以前は稲を作っていたらっしゃいましたけれど、近年は機械なども買えなくて、もう管理のみとなっております。そこへ太陽光の話が持ち上がりまして、今回、手放すことにしたとのこと。

隣接居住者の事業概要の説明は、営業担当の方が回られたそうです。近隣の方も周囲にソーラーがたくさんあり、今さら反対するのということ、仕方ないですねとのことだそうです。

議案第43号の4は、隣接地で5の進入路です。

27、28、29ページを御覧ください。

手前の公道からの進入は幅の広い水路があり、一番西側に橋が架かっているのですが、そこだけであとは道路沿いにずっとガードレールじゃないけれども、柵がしてありまして、そこに橋を架けるといことはちょっと不可能です。架けてある橋も、トラクターの小型が入るくらいで、ちょっと路面も悪くなっていて壊れていて、そこで、———土地改良区に相談されまして、搬入路が必要だと指導されたそうです。

この会社では、———周辺でもたくさん申請を出されていますので、工事が進まない理由を聞きますと、パネルの工場が中国や台湾にありまして、コロナの関係で、将来的には入りますけれど、現在、順番待ちだそうです。

以上でございます。

また、第2種農地と判断されていますので、地元委員としても、残念ですが仕方がないのかなと思っています。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。これは今4と5です。

それと、続きまして、6ですけど、4、5と同じ会社が太陽光発電設備のために江泊の———の持ち主さんから譲り受けるという所有権移転の許可申請です。

これも8月12日、現地確認を5名でいたしました。

場所は39、40ページを御覧ください。

この辺りも、先月も先々月も許可申請が出ていて、太陽光予定地がどんどん増えています。

この土地は、————さんの方のもので、8月3日にここでお会いし事情を聞いております。その報告をいたします。

普段、野菜をいろいろと作っておられて、————へ出荷しておられますが、この土地は湿地で排水がとても悪くて、畑にしようと思っても、今まで随分いろいろされたようですけど、作物ができないそうです。また、ほかにも家のそばに畑地があり、高齢になり管理ができそうにないのでということで、買手があるときに買ってもらうこととされたそうです。これは——土地改良区も了解されているとのことです。

行政書士の方も、今まで4、5、6と皆一緒の方です。今までと同様に、やはりフェンスとか標識、また水路の清掃などきちんとすると向こうから言ってくださいました。近隣へのお願いもしてあるとのことです。

39ページにありますように第2種農地ですので、問題ないかと思います。皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見ある方、お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。今日の案件だけじゃないんですが、この会社、相当な面積を取得して、工事が終わっているところも大分ありますし、全く工事にかかっていないところというところもたくさんあるんですが、事務局に聞きたいんですが、発電をしないまま2年たったらどうなるんですか。工事が終わって、売電をしないまま2年たって。

○藤井会長 事務局どうですか。

○事務局 転用自体は完了しておりますので、第5条の転用自体には問題はございません。

○2番 問題ないちゅうことですね。

○事務局 はい。

○2番 不思議なんです。機械、線もつながっちゃうのに売電をしないというのが。ずっとこの事業計画書に書いちゃうのが、稼働実績がないとずっと書いちゃうよね。どうなんじゃろうと思って。多分、2年以内に施設を造らんやったら問題はあろうと思うんですが、ぼちぼちこの辺で稼働実績ができるかで止めてみたらどうですか、受付。

○藤井会長 稼働できない理由というのが前も出とった、変電所の関係ですか。

○2番 何かそんな話をちょこっと.....

○藤井会長 どうですか、事務局、その辺を含めて。

○事務局 受付自体を止めるというのは難しいかもしれませんが、取りあえず、売電できない理由というのをまず聞いてみたいと思っております。

○藤井会長 どうぞ。

○12番 すいません、12番、石田ですけど、地元の方にお聞きしたいんですけど、これ、パネルが入らないというんですけど、架台まで設置して入らん状態ということじゃろうか、それとも、更地の状態で置いてあるのか、造成だけして。その辺どうなんでしょうされていないところが多いですか。

○1番 そのままで置いてあります。荷が入っているわけじゃないし。私もちょっとどうかなと思うのが、もう持ち主さんは売ったつもりですよ。ここを通れば、当然、先方になりますよね、権利が。そしたら、管理はどうなるんだろうと。これ2年間放っておられたら、ちょっと大変なことにならないかなと思うんですけど。また、何となくこの次にも出てくるような、ちょっとそういう口ぶりでもあったんです。今、石川委員さんが言われるように、ちょっとそのあたりを事務局のほうからきちんと止めるなり何なりしてほしいなど。その後の管理もそのままじゃいけないということを書いてほしいと思うんですけど。一応、私も行政書士の方には言うんですけど、だけど、やっぱり行政のほうからきちんと書いてもらうほうが強いような気がしますので、そのあたりをお願いしたいと思います。

○12番 ありがとうございます。肥土が出た状態で草がぼうぼうということですよ。真砂も入っていないということですね。

○1番 肥土も何も移動してなくて、そのままです。

○12番 それなら、まだやっぱりこの事業をやめますというときに、農地に戻れば最悪いかなとは思いますが、真砂土で埋められた状態で放置されるのが一番困ると思うので、ただ、そんなにたくさんあるのであれば、当然、次に回したりとかいうのも考えていかんといけんと思うんですけど、約束が履行されていないということで、物が入のを待ってからちゃんと申請してくださいとか、当然言うべきことじゃないかなと思うんですけど、その辺は事務局はどう考えられているのでしょうか。

○事務局 一応、農地転用の期限については、許可後2年間という期間がありますので、当然、その間で何かできなくなれば、当然事業計画の変更とかが出てくるようになるかと思えます。

今、パネルが設置されていないのが、許可してどの程度たっているのかということもありますので、まずその辺を確認して、今後も、今、どの程度パネルが入らないのかとか、一応業者のほうにも確認して、あまりにももう入らないのであれば、申請自体を考えてもらわないといけないかもしれないので、そこはちょっと今の状況を業者も含めて、現地もどの程度許可してから何も手つかずの状態なのかということもあると思うので、一応、履行期限が2年というスパンがありますから、そこでできるのかできないのか等もありますから、一応、そこは業者のほうに一応確認していきたいとは思っております。

- 12番 もう1点お伺いしたいんですけど、この2年というのは法律じゃったですかいね。何で2年に決まっちゃうんですか。というのが、工事が長くかかるであろうと想定されるものも、建物とかもあるでしょうし、太陽光なんか建築確認も何も要らんで、もうぼんぼんと本来すぐできて当たり前のものですよ。2年も放置されたら、当然、地元は大変困るわけで、それを半年とかにできないのかなとは思んですけど、本来そうすべきだと思うんですけど。
- 事務局 最大で一応2年というふうに取っていますので。
- 12番 何で決まっているんですか法律ですか。
- 事務局 法律では特に決まっています。
- 12番 決まっていますということですねガイドライン的なものがあるのかなと。
- 事務局 一応、防府市は今一応最大2年で決めているということですので、逆に短い Spann であると、その都度、事業計画書を出してもらわないといけないということがあるので、一応、今、防府市は2年ということをやっています。
- 12番 明文化してあるものは何もないということですね。
- 事務局 そうです。
- 12番 確認ですけど。
- 事務局 そうです。
- 12番 だから太陽光に限ってはそんなに期間は本来かからんもんやから、無秩序に買われて転用が出てきて放置されるというのが、やっぱり地元に対する影響が極めて大きいんです。建物を建てるとかということとかで、それなりに建築期間があるとかいうんだったら当然分かるんですけど、もしも何かあったときの影響は極めて大きいので、検討すべきだと思います。それはあとは委員さんで話し合ってくださいかなと思います。
- 1番 はっきりはちょっと分かんないですけど、何となく聞いていましたら、優先順位があるらしくて、だから持ち主さん、譲渡人、その方が、これ言っているのかあれですけど、お金を急がればそこが早くなるという感じで、だから、やっぱりちょっと事務局からでもちゃんと早くしてくださいねという、もう委員会でいろいろもめていますとか言ってもらうほうが優先順位が早くなるのではないかなと思んですけど。何かそういう話がちらちらと聞こえたんですけど。
- 藤井会長 どうぞ。
- 10番 10番の吉本です。太陽光の問題が以前、いろんな農業委員会として意見を出したんですけど、農業委員会として大事なものは、今、2年間とかといって言われたんですけど、条件によるんですが、隣接のところに稲の作付とかいうのがありましたら、それこそカメムシが飛んでくるとかいうんがあるんで、やっぱりその管理というのは契約をされた後から義務づけて、やっぱりやっていただくということをおかないと、私たちはパトロールでも後を見ますけど、見たときに、沿

道がすぐ通れて、最初に約束しとかんと、やっぱりもう全てその田んぼはないというたらいいんですけど、そういうところはやっぱりそっちの農作物に影響がある、等とするものは条件としてやっぱり最初に要求しておかんといけんと思います。その辺は要望はできると思うんです。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ありませんか。

ちょっとここでしっかり確認したいんですけども、もうこの業者さんの場合は手つかずのものもある。石川委員さんがおっしゃったように、物は立つとるけれども、通電していないとか、機能していないものもある。埋立てだけの場合もあり得るんですか。それはなし。

一つは、完了報告というのは、物が設置されたらもう出てくるもんなんですよ。電線が通ってから電気を送っとうが送っていないかそこは確認しなくても。

○事務局 そうです。

○藤井会長 委員会としては、ものができれば完了を受け付けるということですから、それはそれで仕方がないんじゃないかなというふうに思いますし、もう一つ、おっしゃる事情が正しければ、なかなか物が手に入らないという正当な理由があるんでしょうけれども、池田委員もおっしゃったように、行政書士さんを通じて草の管理はちゃんとするという旨も確約を取っての承認許可を下ろすわけですから、これは物が立とうが立つまいが、許可が下りたらもうちゃんと管理する義務はありますので、その辺ところは委員会としてもちゃんと周りに迷惑がかからないように指導していく必要があるかと思えます。

あとは、今、委員さんがおっしゃった2年間というのをどうするかというのは、ちょっと皆さんでここでたたいてもらわなくちゃいけないと思うんですけども、そういう管理がしっかりできれば、これ2年というのも別に変える必要はないんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺ところ、何か御意見がありましたらお伺いします。どうぞ。

○12番 今は造成がされていない状態で置いてあるということなんで、戦争とか起こる可能性だって今後十分考えられるわけで、だったら当然物は入ってこなくなって、埋め立てられたところがそのまま更地のまんま残るといことになると思うんです。また、これだけ世界情勢が変わっていつたりしている中で、完全にパネル自体が輸入に頼り切っているような状態で、そこも想定して当然考えておくべきだと思うんです。なので、やっぱりそんなに工事が当然かからないのであれば、その辺も含めて半年とかにしたって、太陽光に限って半年にしても何ら問題はないんじゃないかなと私は個人的に思っております。

○藤井会長 その御心配は分かりますけれども、一つの考え方として、造成するんであれば、あくまでも物が入るめどが立ってから造成に着手するということにすれば、そういう心配はなくなるんじゃないかなという思いもあるんですけど。

○12番 それを確約させられればですね、口頭じゃなく書面で出すとかですね、誓約書とか。

○藤井会長 だからそれを仮に1年したところで、ここで許可出してすぐ造成されたらまた意味がありませんので、その辺のところを期間の問題じゃなくて確約させるように、特にこの業者さんの場合には現実にそういったことが起こっておるわけですから、その辺のところをちゃんと確認してからするということにしてはどうでしょうか。どうですか、皆さん。

○11番 11番の池田です。期間の問題は、とにかく今法律ではないと。市のほうの取扱いである。だから市のほうはそういう2年というのは、やっぱり議会にかかるので条例規則ですけど、要綱とかそういうの出すよね。そういうのでやっぱり規定をきちっと要るんじゃないかなという、運用でただやっているという、総会で決めてその流れでいっとるならそれでそれなりの理由があるんですけど、2年というのがどこにも規定がないというのはこれちょっとちゃんとすべきじゃないかなという気がします。

それと、やっぱり、何年がいいかというのは、2年ぐらいは結構かかるというような、経産省に申請したときに、多いときは複層してもう二、三か月ぐらい先になるとか、許可が下りるまで。あるいは、中電の工事が、例えば第4条の場合、自分でやる場合、第4条だったら中電が三、四か月かかるちゅうのがこれ慣例であるんです。だから、半年いうぐらいはちょっと見たい、これはまた皆さんで話し合っただけでいいと思う。2年ぐらいは結構かかるというのはあるんですけど、今、この事例はパネルが入らんとか、また複数の事情がありますから、やっぱりそういった個別にそれはきちんとしてくださいというのをお願いしたほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

○藤井会長 今の御意見で、皆さん、2年というのを明文化するか、ちゃんと何かに書き記すということはできるんでしょうか。できるのであれば、そういう方向でから検討してもらえませんか。無理ならそれは仕方ないですけど。

○事務局 基本的に県の許可基準についても期限を特に定めてはいなかったと思いますので、防府市としては、今までずっと運用で最大2年取って、当然、申請書に完成予定日が早ければ一応それを期限で一応確認はしていますけど、そこはもうここで何年というふうに決まるのであれば、それで決めて、期限が過ぎてしまえばもう変更契約なり、事業計画の変更なりをまた随時出してもらおうな形になろうかなと。

○藤井会長 防府市が2年としとる理由というのが、頻繁に変更届を出す煩雑さを考慮して、2年あれば大丈夫だろうということの判断だろうと思うんで、ここら辺で2年というのをしっかり区切っても僕は問題ないと思うんで、できればその辺をちょっと許可のときには伝えるようにしていただければというふうに思います。

ちなみに、よその市町さんはこのケースは何年なんですか。分らないです。

○事務局 県内は大体2年ぐらいだろうと思うんですが、中には厳しい、半年でというところもある

ようですので。

○藤井会長 ちょっとできる範囲でから確認してみてもらえませんか。

じゃあ2年というものをどういう形でから決定するかはまたちょっと検討してみてください。

そういうことでよろしいですか。

あと一つ、今、この業者さんがそういう状況というのは分かりましたけど、ほかの業者さんはどういう状況なのでしょう。どうぞ。この業者さんが特別なかどうか。

○9番 ーで1件、名前はあれですけど、名前は——なんですけど、あれが先般、事業計画の変更が出ました、パネルがないというんで。かなり7月ぐらいから工事をやるような予定で、地主さんのほうには言うちよっらしいんです。これが延び延びになって、もう秋になるか、現状はちよっといつというのが分からんらしいです。ーのほうへ電話したんですけども。

私としては、別に今年やろうが来年やろうが関係ないとは思うんですけども、その間の管理です。周りで営農されちよるけえ。じゃから、これをどっちがやるんかというんで、ーのほうへ営業所へ電話をかけた。へたら、登記が変わらんにやできんよと、私のものになったら私の会社で責任を持って用排水路の掃除をやるとか、周りの営農をされる方に迷惑のかからないような管理、これはやると、そういうふうに言われたんです。

売った本人はもうやれやれ安堵せたというような口ぶりをされるんです。これで肩の荷が下りた。またへやから今度、そこの地区は今、水稻を植えて、用排水路ですから、掃除せんにやいけんのです。売った人は既にやってもらえるかなと思って安心し切っておられたんですけど、またそういうようなこと、売ったほうはそういうようなことは一個も聞いていないわけ。これで肩の荷が下りた、それだけなんです。こんだら話が延び延びになって、今度は私のほうでこうこうこういう理由だから草を刈ってくれとか、用排水路の草刈りもあるから作業に出てくれとか、そしたら物すごい機嫌が悪いですよ。もう売っちよるんじゃから。向こうがやってもらったらええんじゃないかというから、そこんところを延び延びになったとき、周りの営農の方に迷惑がかからないようにどっちがやるか、そこんところをはっきりしちよかんと、1年後にやられようが、1年半たってもすぐやられてもええんですけど、迷惑を被る方がいらっしゃると思うんです。だから、そこんところを何かはっきりしちよかんと、ここで議案が通って、通ったら極端に言うたら、購入というか譲り受けたこのほうがやれとか、登記が変わるまでは売ったもんがやらんにやいけんとか、そういうようなことがはっきりしていないから、何かしっくりこんようなことを言われるんです。だから、最終的には私が悪者になるというか、頭を下げて、何かにくじ最後には言われるような立場になるんです。

さっき出ましたこの——、これもこの前、ーで初めて4月に4件ほど、今まで——がほとんどでしたけれども、——というのも、この4月じゃったと思いますけど、4件ほ

ど—地区で審議してもらったんですけど、これはもう2つほどパネルが座っちよるんです。どうい
うあれか分からんけど、この4月の審議が出て許可が出たんでしょうね、ゴーの。そしたらもう工
事が終わっている。売電のほうはいつているかどうかは分からんけど、もう全て電柱も立っちよ
し、パネルも全部2つはできている。やからどういうあれかがよう、優先順位というのがちょっと
よう分からんですけど。そういうふうなことで、何かちょっとよう決めておかんと、後で営農に差
し支えるわけですから、—というか—のほうは買うてから管理をやりよってかどうか分かりませ
んけど、そこんとこしっかり決めちよったほうがええかもわからんと私は思います。

以上です。

○藤井会長 今の意見に御意見何かありますか。どうぞ。

○10番 書面に書いたものは、皆さんの今42ページの一番下に書いてあるように、事業計画書の
一番下にありますよね。これは契約書ですから、我々農業委員会でここで審議で許可するというこ
とは、この事業計画書を守っていただくと。守らんのはもう契約違反ですから。ということが書い
ちやるね、立派なことが。隣接の居住者等に工事計画を説明するというのと、近隣トラブル等が発
生した場合誠意を持って対処すると書いちやるわ。誠意を持って対処せんにゃあ違反ですよ。そ
れは押せると思います。お前はこれでちゃんと約束しとるじゃないかと。約束せんのなら、もうネ
ットでブラック企業として公表するぞというふうに言うてもええです。それはちょっと行き過ぎか
分からんけど。これがやっぱり大事なんです。書いたものがあるということは。これ当然に言った
らいいと思います。

以上です。

○12番 登記のことがよく分からないですけど、法的にはどうなっているんですか。完了が出んに
ゃあ登記ができんとかいう事情があるんですか。

○事務局 登記については、うちの第5条許可証、この許可証と最終的な代金の支払いで登記が変わ
ると思います。だから代金の支払いがどういう状況なのかが分かりませんので、何か第5条許可証
と売買契約で代金の支払いが完了すれば登記のほうは変更できると思います。

○12番 だったら、今さっきのお話であれば、ここの許可証が出た時点でお金を払えんのは会社の
事情なわけなので、当然、会社のほうに履行の義務がある、草刈りをする義務があると思うん
ですけど、登記をしないのは、会社側の都合ですよ、これ、どう考えたって。だから会社に当然責任
があると思うんですけど、そこがそういうことを会社のほうが堂々と主張されるのであれば、そこ
も明文化しておくとか、内規でも何でもいいんで。そういうルールをつくらざるを得ないと思いま
すが。事務局としてその辺についての御見解をお願いします。

○事務局 当然、代金の支払いについては、双方が売買契約で支払い時期をちゃんと設定されてい
ると思いますので、それで当然支払いが遅延するようであれば、業者側が問題があろうかなと思いま

すけど、その支払い時期については、ちょっとこちらも売買契約書を取っているわけじゃないんで分かりませんが、それでもし業者のほうが行っていないのであれば、当然、業者のほうに対して維持管理についてするような形で言うべきだろうとは思いますが、売買のときに、うちの許可が下りた時点でもう維持管理は業者がするとかというのは、所有者の方とちゃんと話を決めていおいてもらえれば、それで問題ないのかなとも思いますし、だからこちらのほうでそういうふうな、これもまた強制的なものにはならないんですけど、そういうふうな取決めをしてくれというふうに、この前の注意事項に追加で記入することは特に問題ないのかなと思います。

○12番 ぜひその方向で速やかに対処しないといけないと思います。

○藤井会長 大体こういった取引というのは、支払いというのはどのぐらいのスパンで行われるのが普通なんですか。ここで許可が下りた後、どうぞ。

○10番 私のほうの同じことなんですかね、農地の売買の関係で、基盤強化法の形で農林水産振興課にやってもらったんですけど、登記替えですよ。同じですよ、農地の場合は。だから、これは3か月しかかかりません。出す書類は決まっておって、皆書類は覚えていないんですけど、出す書類があるんです。お互いの契約書があるんです。それで、代金の支払い場所とか方法とかそういうのを決めるという。代金は必ず支払わんにゃ契約が成立せんちゅうことはないらしいんです。支払う時期を双方が例えば1年後にするとかいうんがありますよね。それは決めておけばいいということです。

あとは、行政書士さんがちゃんと速やかに法務局に必要な書類を持って届出をして、双方の印鑑をもらって、登記をするかどうかの話なんです。事務的な手続の話なんですから、もう半年あればできると思います、登記は。やたらと延ばすこともせんと思いますけど。大体もう半年で十分だと思います。できます。事務的な手続ですから。お互い同士が印鑑座ればもういいですから。それは今回の事例も同じだと思います。第5条で。

○藤井会長 だから契約書を交わしたらもうあれですよ。

○10番 成立。

○藤井会長 代金の支払いはどれぐらいのスパンになつとるかは別にして。速やかに契約書を交わすようにこちらからもう指導するなりそういう依頼をして、交わした段階でもうそちらのほうの責任で管理してくれというようなことの依頼はできるでしょ。速やかに契約するよというのを書き添えてもらえりゃあええんじゃないですか。

○事務局 これもこの前の注意事項の中で書いたような形で、その辺の取決めをちゃんとしてくださいというのは要望できるかなとは思いますが、そこはそれで、また追加するという方法もあるのかなと思います。

あとは、売買のほうは個人間のことですので、いつまで代金を払えとかというのはもうこちらは

言えませんので、そこでもうちの第5条許可が出た時点で、管理についてはもう業者のほうでやっってくださいねというふうに注意事項のほうに記載する方法になろうかなと思いますけど。

○藤井会長 先ほど光井委員さんがおっしゃったように、売った側はもう売ってしまったというふうに思うのは、ここが通った段階でそう思われるということなんですか。お金ももらっていないけれども。

○9番 はい。

○藤井会長 お金をもろうちよらんかったら、でも……。まだ。どうぞ。

○12番 会社のほうが今回、登記が終わっていないからという言い訳をするというのは、かなり悪質な会社だと思うんです。全然誠実ではないというか。だから、やっぱり今本当、何か道義とかそういうものが全く忘れられて、法律的なことだけしかクリアしとけばええんだみたいな世の中になっていますけど、本来おかしくて、もっと大事なものがあると思うんです。なので、やっぱりそこがちゃんと履行していただけない、ちゃんとしていただけないのであれば、こっちでルールをつくるしかないので、それをやっていくことに、今回の件についても委員会でこういう問題があったから、もうすぐやっってくださいということを事務局から指導していただいて、その結果を報告してほしいと、来月の総会でと思うんですけど、相手の回答を、そうですね。

○藤井会長 だから登記云々の話は今回の業者じゃなくて、光井委員さんのところでの話ですよ。だからそれで今どっちつかずになっている農地が現にあるということですよ、光井さんのところには。その辺のところは、ここから取り決めようとしとるように……。

そういうふうに指導していない、現にそういう宙ぶらりんになっているところはどうしましょうか。これからの案件はもう早期、速やかにもう契約して、そちらの相手側の責任でから管理できるように速やかに着工するよという指導でいいと思うんですけども、現時点でそういう宙ぶらりんになっているところはどういうふうな指導をしましょうか。契約されるときや別に問題ないんですけども。契約を急ぐように指導するしかないですか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。事業計画書に基づいてこの場で審議して、議決して決まったんなら、事業計画書が効力を持つと思うんです。だから、事業計画書を守れないのであれば、やっぱり農業委員会の事務局のほうから指導していただくのが筋じゃないかと私は考えますがどうでしょうか。

○藤井会長 その事業計画書を守るのをいつから守るかということなんだろうと思うんです。

○6番 議決した後から守らないといけないという義務が発生するんじゃないかと考えます。

○藤井会長 どうですか、皆さん。ここを通った段階でもう契約は成立したとみなすわけですか。どうぞ。

○12番 結構先に契約したとか、もうここの議案を通る前に申請段階でお金をもらったとかいう話も聞くんですけど。じゃけえ、これの審査が通った段階で即契約するように、その後はもう絶対

に、その後ちゅうか、もう申請を出した後は管理するようにルールづけるしかない。

今のやつは、相手が不誠実な対応をしているんでしょうけど、これはうるさく言うてやってもらうしかないですね。今までルールを決めていなかったわけで。決めていないこっちが悪いんだから、そうするしかないかなと思いますけど。

○藤井会長　だから、うちとしてはここで承認した結果を通知した段階で、もうこの実施計画書を履行する義務がそちら側にあるという判断で指導していくという形でもよろしいでしょうか。じゃあ今後そういった形から一筆分かるように書き加えるようにしていただければと思いますので。よろしいですか、それで。事務局もそれで問題ないですか。

○事務局　履行するよという事でお願いしていくような形になろうかと思います。

○藤井会長　今後の申請の分はそういうことで。現在、そういう状況で宙ぶらりんになつとるやつは早めにはっきりさせるように指導していただくと。ということでよろしいでしょうか。

じゃあそれでちょっと様子を見て見ましょう。その方向でいって、また何か問題がありましたら改定加えましょう。

ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　だから、もう一回戻りますけれども、今回のところには改めていつ頃材料が入るのか、それを確認できた上で、盛り土などの地上げのそうした工事に着工するように指導するようにお願いします。また状況もちょっと分かればまた把握しといてください。お願いします。よろしいでしょうか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　ほかに御意見がないようですので、採決に入ります。

4番、5番、承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成と、4番、5番は承認いたします。

続きまして、6番、承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成で6番承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番　13番の熊安悦子です。議案第43号の7は、譲渡人一歳の農地を一歳の――が譲り受けて、資材置場にするために転用したいという申請です。

現地確認及びヒアリングを8月9日、代理人の行政書士さんから伺いました。また、8月12日、午前9時15分から事務局3人と石田さんと私の5人で現地確認をしましたので、その結

果を御報告いたします。

現地は、—————すぐ西側にあります。

譲渡人が一歳で田んぼの管理が難しくなったので、譲受人が譲渡人の住宅用地として取得した際、申請地が近隣であり、今後も事業拡大を続けていく上で資材置場が必要であるため、この申請地—————坪を転用しようとするものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の45ページにありますように、この農地区分は第2種農地です。

集団農地面積2.4haで、いずれの法令にも該当しない農地です。

申請地、49ページを御覧ください。

北側には、このように既存の入り口があります。しかし、用水路を渡って入るため、現在、厚さ6mm程度の鉄板が架けてありましたが、これでは中に置かれる重機と書いてありますので、重機などが渡れるか疑問になりましたので、事務局から問い合わせていただきました。現在は、資材置場として利用し、将来的には橋のことも考慮して重機をと考えられているそうです。

以上、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、議案第44号、45号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明します。

議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案集の4ページに内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第44号につきましては、令和4年8月26日、公告予定の利用権設定申請が2件提出されております。

農地の集積面積は2,366m²でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が2件、再設定が2件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。

続きまして、議案第45号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案集の5ページに記載しておりますので、御覧ください。

議案第45号につきましては、県で公告予定の利用権設定が2件になります。

内容といたしまして、議案第45号の番号1から2につきましては、前号の議案第44号の番号1から2について公社から貸付けを行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

地元委員さんで説明が必要と思われる場合も意見を述べていただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第44号、承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第44号、承認いたします。

続きまして、議案第45号、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第45号、承認いたします。

続きまして、議案第46号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、資料の修正をお伝えいたします。

資料集の51ページ、位置図が差し替えとなります。

続きまして、資料54ページ、3番、地番の修正があります。

資料60ページ、11番、地番の追加があります。

資料72ページ、10番の地番の修正があります。

資料65ページ、位置図の差し替えがございます。

御確認のほうお願いいたします。

それでは、御説明をいたします。

議案書は6ページ、資料は51ページからとなります。

議案第46号は非農地判断についてで、2件、64筆の提出がありました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。小野左岸ですけど、徳地方面から奥畑、久兼、和字、真尾というふう
に4つの部落があります。今回は和字地区と真尾の3分の1、3分の2程度を見ております。

46号の1で、51ページですけど、51ページの和字地区ですけど、和字地区は現地調査日が
6月24日、午前中見ております。

メンバーの方は、事務局から矢石係長、それと農地利用最適化推進委員の池田圭介さんと3名で
実施しております。

それでは、最初に、緑の①です。①の拡大が次のページです。52ページにありますので
、52ページを開けてください。

これは和字地区の中ほどになります。中ほどですけど、民家の近くなんですけど、①——番、
写真は皆見てのとおりなんですけど、1番、2番、3番が54ページです。4番が、斜線で矢印が
してありますけど、その奥ですよということになっております。

それから、4番も見てのとおり、申し訳ないですけど。

5番は、これはちょっと県道のすぐそばだったんですけど、道から傾斜というか段差もあるとい
うことで、竹も生え、木も大きくなっているということで判断をしております。

それから、6番。6番も民家からちょっと奥に入ったとこだったんですけど、このような状態
で、茂ったような状態が続いておりました。

それと、今の①のところです、②、薄い茶色ですか、その詳細、拡大が56ページです。これ
は、県道からちょっと山手のほうに、軽トラ、車は入るんですけど、道のそばに川がありまして、
その道を道伝いに約250mぐらい歩いて上がったんですけど、そこで⑦から⑩の写真に載ってい
ると思いますけど、7番、——ということ、山頂ちゅうか山腹ちゅうか、途中、行くことは不可
能ですけど、7番の方向から写真を撮られておられますと。

それから、8番は——、これもそこまでたどり着くことはできませんけど、その方向というこ
で生い茂った状態で写真を撮っておられます。

それから、9番、⑨ですけど、——、これは杉じゃったかですか、もう植林されているん
でしょう。そういう状態になっております。

10番も同じく植林された状態です。

それから、差し替えの資料51ページで、水色の3番ですけど、59ページ。これが⑪から⑭と
いうところで、11、これは結構、150mぐらい入ったとこだったんですけど、このような竹が
(モウソウ)じゃないんです、竹が生えて、とてもじゃないけどちゅうようなとこです、皆。同じ
く⑭も、この辺り番地いっぱいありますけど、この一帯がということ表示されております。

61ページに行って⑬、13番は、これは近くから見ているんですけど、こういう状態です。も
う木もかなり大きくなっています。

14番は、これもそばからすぐ撮っていますが、もう完全に森林化しているという状態です。この辺り全て。

それから、15番も、これも道のすぐそばから撮っております。こういう状態です。

⑯も同じく一緒です。

それから、⑰は——ということで、田んぼをちょっときれいにすいてあるんですけど、その隣ということで、木が大きくなって生い茂っているような状態です。

それから、18番も一緒です。

それから、19番は、これは県道のすぐそばなんですけど、ちょうど丸で矢印がしてありますが、とてもじゃないけどということです。

それから、20番は、これもすぐ県道のすぐそばなんですけど、こういう状態です。崖があつて木が大きくなって。もう何年も何年も手がついていないというような状態です。

これで地図が終わりました。

それから、46の2番ですけど、65ページ。これは、調査日が6月30日と7月の8日に実施しております。午前中。

メンバーさんは和字地区と同様です。

それから、その中で、65ページの①、緑の欄ですけど、拡大が隣のページの次のページの66ページです。

これは真尾に入ってすぐです。真尾と人丸との境になるんですけど、その辺りです。

そして、①は地番が-番と-番ということですけど、このように竹が生い茂って、もう入ることすらちょっとできないという状態です。

2番のほうは、いつやら私行ったとき、山頂から見下ろしてもちょっと確認できないようなところでして、今回、県道のほうから写真で撮ってありますが、とてもじゃない、入っていくこともちょっと不可能でした、そこは。

それから、③番は、民家をちょっと上がったところなんですけど、このようになんかなり生い茂って、とてもじゃないけどという状態です。そういうところが多いです。

それから、次に、65ページの水色の2番です。それが69ページになります。

これは真尾の中でも地名的には——という地区なんですけど、その民家のすぐそばになりますけど、そこの5番から11番ですけど、5番は竹と木がちょっと、竹もありますけど、こういうふうに入れば暗いかなちゅう感じです。

6番も同様です。

それから、7、8、9、10、11は、もう道はちやっとなんかなりあるんですけど、今ちょうど10番でちょうど⑱のところちょっと道を歩いている姿が写っているんですけど、一応あるのは

あるんですけど、その辺りが皆こういう状態になっております。それが皆、今言った5番から10番辺りです。11番。

それから、茶色の③です。これが74ページになりますけど、これは————に上がる道沿いなんですけど、12番、——。私のところにこういうなんがあるというのは知らなかったんです。地図を見てこれが元、畑だったかな、というような感じで、もうとてもじゃないけどというような状態です。

それから、13番、これはちょっと行くことはできなかつたんですけど、手前から撮った写真になります。

それから、65ページの4番、ピンク色のところですけど、14番から17番。これは————になるんですけど、14番、これはいつからの————に転用するというところになっています。その場所から奥、——を写したのが14番の写真になります。今砂利を敷いてありますけど、あれが転用された駐車場の跡です。

それから、15番は、これはちょっと行けなかつたんですけど、道から撮った写真になります。15番もこのようにヒノキが結構大きくなった状態です。

16番は、やはりこれも道から奥を撮った写真になります。78ページです。78ページ、⑩です。

17番は道のすぐそばなんですけど、このように杉が大きくなった状態でした。

それから、5番、⑤で、⑩から⑱ということで、これは——のちょっと何軒か、——なんですけど、その上のほうなんですけど、18番、——です。これが80ページにあるように竹が鬱蒼としております。とてもじゃないけどという状態です。

同じく⑱も、一部近くまでは行けないというところもたくさんありますけど、含めてこういうような状態です。

今、写真でしか分かりませんが、このように森林化していて、とてもじゃないけど農地になるにはというようには思えません。皆さんの御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決いたします。

まず、46号の1番、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

横木委員さん、御苦労さまでした。

続きまして、議案第47号、農業施策等に関する意見書について審議したいと思います。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第47号は、国、県に対する令和5年度農業施策等に関する意見書についてです。

事前に議案を郵送いたしました、その後、御意見が寄せられまして、一部修正いたしましたので、その意見書の案を本日お配りしております。

下線が引かれたところが当初からの変更部分となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 これ、今事務局の説明ありましたように、皆さんから頂いた意見を、私、職務代理、小委員長さんにお集まり頂いて検討してまとめたものがこれです。これを見ていただいて意見を頂いて修正を加えた箇所もありますけれども、これを見て、皆さんにこれからたたいていっていただくと思いますので、まず、御意見のある方があればお願いします。

○12番 12番、石田です。いろいろあるんですけど、2番の収入保険のやつはもう国が出しているんですよ。今でも。なので、言うとならば、県や市にしないと、上乘せの分を出してくださいという言い方をしないと、もう国が出しているのにさらに助成しろという形の話になってしまうので、国に言うのであれば、現在よりちゃんと増加させてくれという言い方か、もしくは助成出すことということであれば県や市に言わないと、ちょっといけない、通じないと思います。

○藤井会長 ここ国と書いてあるね。これ県のつもりでおってから、県は取りあえず今年は出すけれども、これから先も継続してほしいという思いで書いたつもりやっただけですけども、国はそういう状況なんだろうけど。

○12番 今、国と書いてあるんでこれが。国への意見と書いてあるんで。

○藤井会長 国は恒久的なことになつとるわけじゃないでしょ。国も一緒でしょ。

○12番 じゃなくて、地方創生臨時交付金というのをを使って、特別に今年だけやるだけなんで。

○藤井会長 でしょ。だから国、県にも同じように、ここに書いてあるように継続という形でお願いしようと思つとるんですけど。

○12番 国に対してはさらなる助成割合の増加ということと、県に対して来年度以降も継続的に実施してくださいというのが.....。

○藤井会長 あと、市の分はこれからもう一回たたき直しますので、今回、県と国への要望ですから、市のほうにもこれと同様に要望しようとは今のところは思っています。

○12番 お願いします。

1番なんですけど、機械の補助制度、確かに今しょぼいのがあるんですけど、国では。要は、多分皆さんがおっしゃりたいのは、中小規模の農家でもちゃんと使えるものをつくりなさいよということだと思うんです。今みたいに大規模の人だけにじゃぶじゃぶと、超大規模の人だけに今もうなっていますよね。国が、昔はある程度認定農業者が使いよったけど、ほとんどもう使えないと。認定農業者でも小さい法人でも使えないという状況になってきているんで、括弧書きで中小規模の農家でも使えるものというのを入れておかないと、多分、出された方の思いというのは伝わらないんじゃないかなと。

一応、農業農村基本計画でも、中小の規模の農家もしっかりと支援していきますということは農水省もうたったので、せっかく。ついては、次のことを要望するということの間に、ついては、農業農村基本計画の精神にのっとりというのを入れると意味合いが通じるかなと思いますので、そこをお願いできたらなど。

その下なんですけど、農業者戸別補償制度、確かに復活してほしいんですけど、前のやつでの1万5,000円とすごいしょぼい金額だったので、EU諸国並みのと入れるとか。

○藤井会長　そこを、これ見直しのやつがと皆さん行っとるんかいね。最初、戸別補償制度と書いちゃったけど、これ、戸別補償の復活というのもちょっとしょぼいんで、直接所得補償制度というふうに書き直したんですけど。

○12番　なるほど。これ古いやつか。古い分しか僕.....

○藤井会長　そうか。そういうふうに書き直そうというんでから、私のほうから説明してたたき、意見してもらおうと思うんで。

○12番　古い方見て言っていました。ごめんなさい。

○藤井会長　戸別補償制度という書き方やなくて、直接の補償制度をEU並みということはもう思いなんですけれども、そういう意味合いで。

○12番　ごめんなさい、僕、古いのを見て。

○藤井会長　すいません、皆さん古いんじゃないと思う。

○12番　すいません。ごめんなさい。今、もらったんで。すいません。ちょっともう一回見てから考えます。

○藤井会長　それで、今の1番なんですけど、これ、私どもがたたいた中での思いは、米だけじゃなくて麦、大豆などに地毛の作物の栽培を展開しようという人に対しての機械導入に対する補助なんかを増加、厚くしてほしいという思いでこれを書いて、そうすると、これそう頻繁に使う機械じゃないんで、何人かが集まって、二、三件の法人なり農家が集まって、そういう思いでまとまれば共同利用の機械を導入するための補助がもらえないかなという思いで書いた文なんです、これは。今の思いは。

それで、皆さんにも諮っていただきたいんですけども、その意見に対してどうかというのと、中小の農家に対してどういう支援が必要かというのはこれちょっと別の問題ですので、それも御意見があれば加えたいと思いますのでちょっと考えて。

○12番 新しい方を見るとそういうこと書いてあります。入っちゃう、ありがとうございます。

○藤井会長 それで、今現在の令和4年度の農林水産省の予算、どんなものがあるか引っ張り出してみたんですけども、経営持続強化何とか資金、それとかある中で、一つ、先ほど言いましたように麦、大豆、何かに特化したのが、これ麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトというものあって、これに特化してやる団体に対して補助が出るという事業もありますし、だから、これ基本的に今回要望するのは、前々から皆さんがおっしゃっている共同利用とかリース事業とかそういうものに何か乗っかれないかなという思いがあって組み立てとるもんなんですけれども、あと、これ皆さんに配ればえかったんやけども、国の予算の中で今あるのが、リース事業もあるのはあるんです。リース組織を立ち上げれば、強い農業づくり総合支援交付金とかいう中に、農業支援サービス事業を立ち上げればそれを支援するとか、そういった予算もありますので、ちょっとこの予算のことは、ちょっと皆さんそれぞれもう一回、農林水産省の令和4年度予算というところをパソコンで開けてもらえれば、経営局の事業と、あと農産局の事業、2つの事業があるんですけども、それぞれに国の今の農業に対する補助事業がありますんで、そういうのもぜひ目に開いて見てほしいんですけれども。

いかんせん、あんまり使い勝手のいい補助事業はないんで、こういうのがあるということをちょっと御理解の上で、こういうのがあったらええなという要望をしたいと思いますので、ちょっと御意見頂ければと思いますんで。

○12番 たびたび申し訳ないですけど、一通り読んだんで。

○藤井会長 一通り言うてええですよ。

○12番 なかなか農水省のほうも何か新しい事業を始めるときは、何か削ってやらんにゃいけんという財務省からの上限というのが決められているので、本当にかわいそうで、何もかもですね。なかなか本当削れるところがなくて、悩ましいところだと思うんですけど、リースのやつでもあるんですけど、結局、数年のうちに、1回だけじゃったか、すぐ採算が取れるようにならない、継続、維持ができない内容なんです。本当に、今現在は農地の維持管理、食品安全保障、個人農家に丸投げしているのが我が国の農政であって、これを公とかそういう第三者的なものがやるときにちょっと補助しますよと、公は出ないですね。第三者、民間がやるときには補助しますよというもんなんですけど、本来は公的がやったって何らおかしくない仕組みで、公社とかで今リースとか、レンタルとかやってくださり出したんで、これをどんどん拡充していけたらなと思って、水戸市なんか、ちょっと今回視察行かせていただいて、あそこが多分日本一すばらしい取組をしていると思うんで

すけど、茨城県。

大体、年間二、三千万円ぐらい市から入れてもらえれば、今の規模を維持していきますということをおっしゃられていて、その程度で済めば、二、三千万円です。個人が今持っている何億円というお金を、市内全部だったら満たしていると思う、何億円まではいかないと思うんで、5,000万円以上は確実に個人負担で出しているわけで、それが公のお金の二、三千万円で済むならえらい安いじゃないかと思うんですけど、赤字の分が。そういうのも含めて、そういうのに国がしっかりと補助をしていったら、公社に対してそういうことをやるというほうが僕としてはいいかなと。個人に補助するというのが一番高くつくので、いつどうされるか分からんし、公の仕組みに補助してもらおうというのがあればいいのかなと思いました。

あと、3番なんですけど、これ、今でもトラクターを前の部分だけだったら、全く駄目というわけじゃなくて、直装でつないで、絶対これは草刈りしか使いませんよというのであれば、管理記録をちゃんとつけます。使用頻度も高いです。あと近くでレンタルも貸してくれるところがありません、近くの農家さんから借りれませんとかいろんな条件をクリアせんにゃいけないんですけど、全くできんわけじゃなくて、うちのほうなんかもう無理やり買っ飛ばさうかと今話しているところなんです。行政嫌がるけど。なので、ちょっと思うのは、やっぱり営農とはとても言えないような人たちが、会長は反対かもしれないですけど、そういうところで農地、2,000とか3,000とか引き受けていたらという話ありましたが、こんなことを頼まれたら困るんです。圃場整備していないのに。結局じゃあ荒らしていいんかというたら荒らすこともできない。植えておくのが一番管理上楽だということで、何とか体が動いてくれるうちは中古でもいいから入れて、維持管理費ぐらいは保全会のお金でやってもらえれば、何とか各地域にそういうもう離農をされた方のやつを引き受けて、維持管理だけはそこでやっていくと、メンテだけは。これに保全会のお金が使えれば、整備していないところでもちゃんと地域が守っていける可能性があるなということで、ちょっとだけ変更していただきたいんですけど、1行目の保全会が営農目的の農機具という営農目的のということと、あと、要望書の四角で囲んだ中に、制度及び多面的機能の発揮の促進に関する法律というのを一言加えていただければ、農水省とこれ大分やり取りしていて、結局、室長さんが言われるには、法に抵触してしまうと。営農組織に出したらということなんで、法改正が必要なんですということなんで、じゃあ法律変えればという話で、そんなに難しい話じゃないでしょと、農水省がその気になればという話で今しているところで、その辺ちょっと書き加えていただきたいなと個人的には思っています。

○藤井会長　今、3番の多面的機能支払交付金制度については、皆さん御承知のように、営農目的には使うなど、使えないという大前提がありますし、それに加えて、耕作放棄地の維持管理も今までは使えなかったといったものが何年前に改正になって、耕作困難になって耕作放棄地化するおそ

れのある農地は多面的機能の交付対象に加えてもいいよというところまでは緩くなってきておるんです。

じゃあ現実にはどうかというと、なかなかそこまで手を出しとるところはない。防府市でも手を出しておられるのは、石田委員のところだけという状況なんです。というのがなぜかということ、そこをやり始めると、なし崩しになってしまう可能性が大きいんで、自分で維持管理しとる人が馬鹿を見ると言ったら言い過ぎですけど、そういう傾向になりがちですので、何らかの歯止めは必要じゃないかという思いが皆さんあるようで、現実的にはそこまで広がっていないと。

だから、そういう状況の上で、これ営農目的のやつにまで手を出すと、際限がなくなる可能性があるんで、どこかで線は引く必要はあるんじゃないかなというのが私の意見なんですけれども、石田委員さんの意見と私の意見を今お聞きになって、何か皆さん、この件で御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。

言われたように、究極的にはそれは法律を変えりゃあそれはそれで一番いい話なんでしょうけれども、それに対して要望せえというんならそれはしますけれども。どうでしょうか、皆さん、その辺のところは。

○12番 中山間直接支払い制度だったらできるというんですね、これは。だからその程度まで、要は直接お金を配るのは駄目だけど、その程度までもう平地でも緩めてくださいよということなんです。もう似たような感じでしょうと。中山間だって使いよるところ、よそを見に行ったら圃場整備してあって、うちより広い田んぼばかりが並んでいるようなところでもそういうことをやっているわけなので、平地の農業が決して安泰かというところではないので、その辺まではちょっと最低限緩めて、整備していないところ限定とかでもいいんで、緩めてほしいなど。じゃないとどうしてももう守れないなということですね。

○藤井会長 分かります。さっき言い忘れましたけど、もう一つは、今、多面的機能支払交付金に乗っかっておる地域というのは、農振農用地、農用地が中心ですので、営農目的で困っておる農家さんが多いのは白地のところですから、多面的機能制度に乗っかれていない地域ですので、そういうところを置いてけぼりにしていいのかという話もありますんで、その辺の整合性も取って、多面的機能で何でもかんでもできるようにするのがいいのかという話にもなろうかと思うので、その辺のところも含めてちょっと皆さんの意見を聞きたいと思いますが。

あともう一つ、今、市のほうでリース事業について、これ先ほど石田委員がちょっとおっしゃったように、農業公社を窓口にして何かできないかということで今協議しとるところなんですけれども、リース機材の導入、これを市も真剣に検討し始めてくれておるんですけれども、そこで、コンバイン、田植機まで手を出すかどうかということが微妙な問題でして、確かにあれば便利なのは分かっているんですけれども、田植機もコンバインも使用時期が限られるもので、1台や2台あつ

たんじゃ話になりませんので、何台用意するか、そんな金があるかという話も含めて、導入に踏み切れないところもあるので、リース事業に関しては何をどこまですればいいものかというのを今いろいろ考えるとこなんで、皆さんの意見もちょっと聞きたいと思いますので。

次から次へ行って申し訳ないですけど、まず、多面的機能のやつに関して、何か御意見があれば。実際に多面的機能をやられておる大道辺りはどうですか。大道のほうは集落営農がしっかりして動きよるからちょっとケースは違うかも分かりませんが。どうぞ。林委員さん。

○15番 15番、林です。ちょっとこれ、私ちょっと理解にちょっと苦しんでいるんですけど、要はこの多面的機能支払い交付金というのが要望が出ているのは、私みたいに法人にはお手伝いしよるんですけど、自分の所有の田んぼやら、それやら隣の人の維持管理しているんです。そういった場合、今、トラクターがあればこういった施策が考えられると書いてあるんで、トラクターは出ますよ、それにつけるハンマーモアとか、そういうのもこれが通れば使えるという理解でよろしいんですか。

○藤井会長 はい。

○15番 今、私が今やっているのは、それがちょっと高額なんで、今は70万円ぐらいするんですか。大ききにもよりけりあると思うんですけど、それが買えないんで、歩行用のハンマーモアで1反、2反とか連続したとき、2反を連続して2時間ないと暑い中刈りよるんです。

私もそれをどっちにしようかなというのを考えとったんです。これが通ればそういったものに個人的に使えると理解してよろしいんですか。

○藤井会長 その運用の仕方をちょっと。石田委員さんどうぞ。

○12番 うちの地域はもう既にそれを導入していて、トラクタープラスハンマーモアがついているのを2台入れているんです。上右田で。大きいのと小さいのを。

個人的に、一応共同活動となっていますので、2人以上でやってくださいと、使うときは。近所の人と。それで休耕田を管理してもらっています。ただなんで、刃の付け替えも故障しても保全会のお金で直せるし、刃がちぎれば保全会のお金で直せるし、掃除だけはちゃんとして燃料を満タンにして返してくれたらそれでいいですよと、ただでやっています。

○15番 というのが、私のところ、ちょっと保全会がないんです。私の地区は。隣の地区はあるんです。今の法人のほうの地区は。1町はあるけれど、土地改良区は1町ぐらいあれば、保全会は立ち上げられますとか何か1町以上か何かよう分かりませんが、面積で言われたんですけど、でも、その面積はあるんですけど、何分やる人がおらないんで、今、2名以上とか言われても、保全会はちょっとないんで、その辺の機械はありません。ただ私が個人的にこれを使えるのかということ、それはできないんですね。

○12番 個人ではちょっとあれですけど、要はこの多面的機能支払い交付金というのが、農家さん

の数がだんだん減ってきたり、水路等インフラもぼろぼろになったりして、地域がもう維持できないという状態にほとんどなっているの、地域の人もみんな力を合わせて、農家以外の住民の方も何とかみんなの力で維持していただきたいという目的でつくられた制度なんです。じゃから、基本的には1人じゃ駄目なんで、近くで保全会あるのであれば、そこに混ぜてもらってエリアを広げて組んでもらうとか、そういうほうが現実的だと思います。

○15番 ありがとうございます。

ちょっとそれは隣の部落、地区と一緒にするというのはちょっとできないと思いますが。

○12番 お互い波風立てずそろそろ仲良く.....

○15番 やっぱ片方はもう法人化していますので、こちらのほうはもう非農家になろうかという人がいっぱいおるんで、それでただ私が一人で自分方の田を管理して、それと隣接する隣の人の田畑を管理してあげよって、それで使えればいいなと思っちゃったんですけど、それは無理ということで、理解してよろしいですね。

○藤井会長 多面的機能じゃちょっとそれは使えませんので、先ほど言いましたように、そういったものに対するリース事業を市のほうで今検討していますんで、そのくらいは市でお願いできる可能性は大きいんで、そちらのほうでから活用を考えてみてもらいたいと思います。

石川委員さんとどうですか。多面的機能を発足されましたけれども、こういった今、営農にも広げてほしいという意見はありますけれども。

○2番 2番、石川です。できたばかりなんで、水系に基づいてという形でつくったんですが、何せ面積は少ないんで、資金も年間60万円ぐらいしかないですし、大きなことはできません。ただ、今、今年は斜面があちこち空くからちゅうことで、スパイダーモアを1台買いました。ため池の斜面等の管理をこれでやろうかなとは思っています。

今、活動したのは、この前、花を植えたぐらいで、とにかく複数で活動してくださいよちゅう話は重々に言っていますが、一番要望が多いのは、実は、市街化区域の農地の放置、耕作放棄地、これどねえかならんかちゅう話があるんです。さすがにこれはどねえもなりませんちゅう話していますが、割と荒れちよるところが多いのは多いと思うんで、ここへ範囲を広げられんかという要望はあります。

もちろん、調整区域とか本来、農振地域の農地で耕作放棄になっちよるところ、使える機械を導入できるのかというのは最初の総会で質問がありました。ちょっと難しいですねちゅう話はしました。

○藤井会長 だから保全管理用の機械ちゅうことですよね。田植機とかコンバインとかいう話はどうです。

○2番 田植機のリースがないかちゅうのは、時々聞きます。コンバインは、刈っただけじゃどねえ

もならんので、あんまり聞かんのです。じゃから刈って、乾燥するまでやらんといけんので、田植機は要望があります。

○藤井会長 ほかにどなたか御意見ないですか。

ちゃんと要望があって、ちゃんとお金を投じただけの機能をするのであれば、これも市のほうにも考えてもらうということの手だてもあるんですけども、そうすると、多面的機能のほうにもそういうことにも持ち込まんでもええ話なんで、それができれば一番いいんですけども、先ほど言いましたように、時期が重なるし、どうなんかなという思いがあるんですけど。

ちなみに、農業公社に作業受託を頼めば、田植は1反1万2,000円ぐらいですから、そんなに高い金額じゃないんで、そちらで済ましていただければという思いもあるんですけど、これをリースにしたって5,000円か6,000円は恐らく農業公社が窓口でやっても取らざるを得んと思うんです。石田委員、どうか意見がありゃあ言ってください。

○12番 多面的のこのお金は小型農機具、営農目的に使うというのは、これ制度やら使えないし、公社でも全然やってくれなかったんで、私が個人的に自分の農機具を貸してあげたり、離農される方から、じゃあこれもう要らんかったらみんなでするように、困った人が使えるように回してあげてと頼んで、複数の農家で共同で使ってもらったりとか、今までもこういうことをやっていたんです。本来はそういうのがどんどんやってくればいいんですけど、もう売ってしまったよとか、買取り業者に。最近よく回るんで、そういうケースもあったりして、もったいないことしたなということもあるんです。

だから、本当、機械が1個破れたから辞めるというのが一番ばかばかしい話で、公社に頼むというのもいいんですけど、うちみたいな条件が悪いところはそんなに公社も喜んで来てくれません。大して儲からないし。会長も頑張ってきてくださっているけど。（「行きよるよ」と呼ぶ者あり）いや、来よるけど、それよりはもっと広い田んぼをもっともつつくってあげたほうが、本当は地元でやっていただく、働いていただくのが本当はいいだろう。公社の担い手もどんどん減りよるし、公社で買うというのもありと思うんです。担い手がコンバインとか買い替えれんけえもう辞めたとか受託者を抜けるわとかいうのを防いでいくために買ってね、そういうのもあっていいと思うし、そういう中古で済むんであれば、地域でやっていただく、とにかくもう機械が破れたぐらいで辞めんでほしいと、体が元気なのという思いで、ずっとそう言い続けてるんです。

○藤井会長 そういう要望と先ほど石田委員が一番最初に言われた国の予算もそうあるわけじゃないから、使えるものの中からはじき出してほしいという思いは分かるんです。それで多面的機能に手を伸ばすしかないのかなという思いもあるんですけども、多面的機能でそこまで広げるのはどうかなという思いは僕にはあって、その辺のところをぜひ皆さんの意見聞きたいんですけども、というのが、一番の問題が、もうなし崩しになるのが恐ろしいからなんです。

○12番 なし崩しというよりは逆に引き締められていて、財務省が結局また圧力を毎年かけて、制度を使いにくいほう、使いにくいほうに今されているんです。だから、こちら側としては、本来もっと緩めべきなんだというのを強く主張しないと、議論というのは間を取ってやるので、一方的に向こうが強いんです、どうしても。農水省のほうが弱いんです。だからやっぱり地域がこういう声を上げて、地域じゃここまでしているんですというのをそういう折衝のときにちゃんと言ってもらうというのは極めて大事なことだと思うんです。

○藤井会長 どうですか、御意見。西浦なんかどうですか。光井さんところなんかは、そういう要望とか需要とかありそうですか。

○8番 8番の田村ですけど、一つのまちといいますか、田んぼが小さいので、例えば現状ではあぜといいますか、西浦はあぜブロックで通るんですけど、あぜブロックがもう今耐用年数を過ぎて、あぜの機能を果たしていないんです。それで、できたら四、五反ぐらいの広さに、あぜブロックをのけてやるといいんですけど、場所によっては高低差ちゅうか、それがあつたんです。だから、それを是正するにはなかなか普通のあれではなかなか難しいので、名前を今ちょっと忘れたんですけど、レーザー何とかがありますよね。（「レベラー」と呼ぶ者あり）レベラーです。そういうふうなあぜをリースできる、導入するというのができたら何ぼか。今から、西浦は特に高齢化が進んじよるから、そういうのが利用できる方向としてできれば、何ぼか違ってくるんじゃないかなと思うんですけど。

○藤井会長 そういったものに対するリース事業、共同利用ができるようなシステムがあればええということですよ。

○8番 はい。

以上です。

○藤井会長 それは分かります。確かにレーザーレベラーが1台公社でも持ってもええかなという思いはもうあるんです。たかだか1,500万円もあればそろそろから。

○12番 公社の話でもいいんですか。

○藤井会長 公社でからできることで公社がやれるようであれば、最初から言うとするように、多面的機能でからそこまで広げんでもええじゃないかということから、落ち着いてもらえりゃあええけど。

○12番 公社を持っているのは我が市だけなんです、県内で。県内で我が市だけなんです。僕、市内の農業者だけじゃなくて、市外の農業者に結構機械を貸してあげたりとかいろいろやっていて、結局どこの地域ももういっぱいいっぱいなんです。総合的に考えて、やっぱりお互いさまなんで、みんなが助かる制度にしてほしいなということです。今のまんまじゃやられっ放しなんで。

公社でいうと、レーザーレベラーはすごくよくて、今から圃場整備をどんどん進んでいける中

で、1回、1万円とかもらいますけど、かなり沈んだり何だり後出てくるので、当然、公社で持つべきで、これは圃場整備進めるという方向性を示しておられるんだから、絶対やるべきことだと。前々からそれ言っていたんですけど。

あと、やっぱり公社でいえば、営農目的の大豆のコンバインと大豆のシリーズ、一式作付できる。

○藤井会長 乾燥機と選別機も要るからね。

○12番 この辺を農協で国の補助事業を使って、産地化交付金とかを使ってできるやつは農協でやって、それが該当しないやつは公社で持ってほしいと。

試しに作ったりできるようにしてほしいなというのがあって、何でかという、今、圃場整備の条件として、圃場整備したから大豆に取り組みますよは許されないんです。圃場整備前からちゃんと大豆を作付していた面積しか整地できないというルールに、またこれも財務省何かが入ってやられてしまって、本末転倒なんですけど、それで結構整備が難航する、話合いがということも実際に現場では起きていて、こんなふうにつくるんで、だったらその対策として、そうやってちょっと貸し出せるから、試しにやってみてよ、ちょっと作ってよと、圃場整備前はかなり力を入れて。そういうのがあったら、個人農家で買ってできるかという絶対できないので、これは公が仕組みを整える必要があるなど思っているんで、大豆の一式セット、これを埋め幅とかもう規格化、決めて、マニュアル化してもう触らんでねとこれを。だあっと走ってまいて、あと、監督できるような体制を公社で1個つくってほしい。公社と農協でと思っています。

○藤井会長 それは公社じゃなくても、大豆の生産組織か何かの新しい組織をつくれれば。別組織を。大豆なんかを作ろうと思うと、かなりある程度の面積を予定しないと。だから、幾つかの集落営農にも加わってもらって、農協の施設も共同利用できるような方向でやらないと、その中で、その組織に対して機械の導入を支援してもらおうという形を取らないと、中途半端なものに飛びついてから、箸にも棒にもかからないような結果じゃ面白くないんで、その辺のところはもうちょっと事前に各法人との連携を取りながら詰めてから先に行かなくちゃいけないと思うんです。

今日も午前中、山口市で山口・防府農山村協議会というのがあって、そこで県の農林の部長たちも来とったんですけど、同じようなことをお願いしたんですけど、県のほうも国の施策に戸惑っとるようなところはあって、これから知恵を絞っていかななくちゃいけないというところでは方向性は一致したんですけども。

先ほど言われたように、集落営農法人するにしても、ハードの分は何とかクリアできるんですけど、ソフトの面で担い手の営農計画を策定するのに、今の現状、麦は余っとるから作るなどかそういう縛りがある中で、大豆に行かざるを得んですけれども、国の方針としては、米に補助金出して、麦に補助金出して、大豆に補助金出して、補助金出して圃場整備するんじゃからちったあ結果

を残せ、それだけに頼っちゃいけないというスタンスですからね。

- 12番 それは、農水省はそれをやらせると言いよるんです。農水官僚は財務省に言われて仕方なくそうやって言いよるだけの話なんで、今、今日も全国農業会議の——さんと事務局と話したんですけど、今は有事とみなして、今まで箸にも棒にもかからなかった議論をちゃんと通していくチャンスなんだと、有事なんだと。こういうふうに全体的に考えて。だから今までは通らなかったもんが通る可能性があるから、それこそ今こそ農業委員会はしっかりと声を上げていく必要があると、駄目と思っても。無理難題と思っても言いたい放題言っていくぐらいでやるべきよねちゅうので、話はなったんですけど、その方向でいいと思うんですけど、じゃないと、もう結局、農水官僚なんか財務省から言われたらしゅんとしてしまうんで、それに対してこっちからプッシュしてあげるという気持ちが大事だと思います。

- 藤井会長 ちょっと意見ございませんか。そろそろまとめましょうや。

だから、一番の今、この中の見ていただいたように、ネックは石田委員さんが主張されるように、多面的機能支払い交付金に営農の道具を用意するように要求するかどうか。

ここの書きぶりは、今までできなかった保全管理にも機械の導入ができるように推進してくれという書きぶりにとどめておるんですけども、そこをはるかに超えて、営農目的での使用、共同利用の農機具の購入、考えてほしいというところまで要求していくか。それを要求するということは、法律的に現状ではできないから、法律を変えてでも前に進めるようにしてくれというところで要求を通すかということになるかと思うんですけども。どうぞ。

- 6番 6番、倉重です。営農目的で、例えば、私ら中山間地域みたいなところは、やっぱりハンマーナイフモアとかスパイダーモアとかがあったほうが、もう草刈り一つにしても効率も全然違うんです。だから、まずそれ多面的機能交付金で団体をつくらんにゃいけないんですけど、ここから先に営農に結びつけるために、そういう制度があったほうがいいのかなど、あれば助かるとは思いますが。

- 藤井会長 その辺のやつは現状でもできるんです。

- 12番 それじゃあ営農目的になるんで、今のだったら。下草を刈るのは。本来この趣旨的にはいい方向にならない。なので、やっぱりそういうところを含めて営農もできるようにちゅうのはやらんと無理ですねと。

- 6番 具体例言います。例えば、ミカンの下草刈りじゃったらすごい手間がかかるんです。普通のチップソーで刈ったら1反当たり3時間ぐらいかかるんです。ところが、私持っていないんですけど、ハンマーナイフモアとかスパイダーモアじゃったら、多分1反が1時間ぐらいでできると思うんです。もうそれだけ全然違うんで。処理量がまるっきり違うんで。

営農目的でハンマーナイフモアとかを買おうと思ったら、1台50万円とか70万円とかすると

思うんです。それが共同使用できりゃあもうまるっきり効率違うんです。その辺は、営農目的という決まり変えてでもやっていただくのがいいのかなと思います。

○藤井会長　だから田んぼでいえばコンバインを買うのと同じことですね、それは。だから今の簡潔に言えば、そういう下刈り、水稻でいえばコンバイン、田植機、それを多面的機能支払い交付金で買って、みんなで共同利用ができるかと、そこまで広げたほうがええとかどうかちゅうこと、皆さんに諮ってもらいたい。

保全会で1台そういうものを持つとったら有効利用できますか。

○16番　今いろいろ保全会云々の話が出ているんですけれども、地域によってかなり違うだろうという感じがするんです。私がいる大道地域、切畑地域辺りは、ほとんどそういう個人農家が機械が駄目になって離農というケースはほとんどないんです。どっちかといったら、高齢でなくなるほうが多いんです。なぜかというと、ほとんどの農地が既に基盤整備されちゃっているということと、担い手がもう法人化で受皿があるということで、農機が駄目になって離農というのはまずあり得ないです。

だから、右田のように非常に圃場が小さくて、そういう地域だと保全会でそういうものを持つと非常に有効だというふうには思うんですけれども、大道辺りはちょっとその辺がぴんと来ないという部分はちょっとあります。

だから、特に防府の地域でいくと、法人がある地域というのはメインは大道だけですから、それ以外のところは恐らくこういうことが必要なんじゃないかなという気がしています。だから、私のところでも中山間に該当しているんで、乗用の草刈り機を持っているんです。中山間で。ただし、これも限定使用で農道だけです。遊休農地の草刈りをやっちゃいけないということになっておるんで、乗用の草刈り機で刈るような荒廃地もほとんどないんで、農道だけ利用していますけど。

だから、この多面的の制度の改正も私個人的にはこの範囲なのかなという気はするんですけれども、地域によってはここまで営農目的というための農機具が必要という地域も、多分地域によって違うのかなという気がするんで、ちょっと私もその辺、何とも言えないなという感じがしています。

○藤井会長　一番最初の話になりますけど、基本的に僕はそこまで広げる気はないからいろいろ言わせてもらいよんですけど、最初に言ったように多面的機能に入れられない地域も多々ある、白地のところは。今、例を挙げれば、今保全会をつくろうかつくるまいか進めておられる植松地区も泥江なんかは積極的に入りたいんですけれども、あそこは白地ですから多面的機能にも入れない、農家の実情を見ると、ああいうところこそそういう制度があればメリットがあるような地域ですけど、そういうところが置き去りになるようなこともしたくないし、多面的機能でからそれをカバーできりゃあええですけども。

○12番 ありがとうございます。それも当然要望に入れるべきで、白地だけでも取り組めるようにしてくれちゅうのは当然入れんといけんと思うんです。その上での話です。僕が言っているのは。

例えば、僕が言うのがあれだったら、圃場整備をしていない地域に限ると入れてもらうとか、制度を。そういうことであればいいんじゃないかなと思っているんです。大規模化の施策にも反することもないし、していないとこだったら。

○藤井会長 だからもう一回ちょっと整理すると、白地だけで単独でも取り組めるように制度改正しろと。今、白地を巻き込もうと思うと、青があってそれに加わるような形で、あくまでも市は青を中心に広がりを見せることしか無理やけれども、白地だけでも多面的機能に取り組めるようにしてくれと、そのくらいの要望はできるでしょう。どうぞ。

○5番 今、会長が言ったとおり、さっき植松地区でそういう話が出ているんですけど、やっぱりこれは水利組合を中心にやっているんですけど、まず多面的機能ということをもっと知らない人がほとんどで、まずこの多面的機能支払い交付金制度の勉強会みたいなものをまずどんどん広げていったほうが、みんな知らない人が多いんです。まずこれについて広げていくべきかなと、各地域で。保全会自体があんまりできていないところは結構あるんで。（発言する者あり）

できちよるん。（発言する者あり）そうなの。上地と華城で頑張ります。

○藤井会長 今のところはそうですけども、今の分の話の流れでは、白地だけでもできるように前へ進めていかなくはないといけないということは要望してもええと思うんです。

○5番 ただ、機械を購入しても誰がやるんかという話にならないかなと思う。

○藤井会長 それは機械を購入したら誰がやるんか、どこに置くんかという問題も出てくるからですね。

○5番 そういう問題もあると。

○藤井会長 どうですか、その辺も含めてから皆さんも。どういった書きぶりにしましょうか。

○12番 別項目で白地の部分も入れればいいことのような気がするんです。

○藤井会長 それはできる。

○12番 それはできます。農機のほうは、先ほどもあったように条件が違うわけだから、それによって柔軟な対応ができるようにちゅうことで、法律の改正も含めて考えてくれとでいいんじゃないかなと思います。条件が違うんで。

○藤井会長 それは当然返ってくる返事は、もう法律を変えんにやできんちゅう話になるわけですよ。

○12番 いやそうなんです。要望してもそうなって返ってくるんで、法改正までやっぱり求めないと駄目で、なかなかここまで理解している人って、県の職員とかでも法に抵触するとかそういう認識がないので、一個一個詰めていくというか、農水省に対して。要はこう書かんと詰めれない。

○藤井会長　じゃあちょっとその辺も触れるようにそれでしましょう。その辺はもう一回、今の皆さんの石田委員の思いも分かりましたんで、これは小委員長以上に集まっていただいて修正つけて、その辺も十分配慮してものを組み立てますので、それで任せてもらえるということでから了承したいと思います。

ほかにどっかいじるところないですか。どうぞ。

○13番　13番の熊安ですけど、うちの地区は右田高井、大崎で、大崎のほうは保全会があるんですが、高井のほうは保全会がないんです。それで、皆さん、機械がなかなかなくて壊れて辞められる方も多いんです。それで、もしできれば、可能ならば、大崎地区の保全会に高井地区も入れないものかなと思うんですけど、その入り方というのはどういうふうにしたらいいのか全然分からないので教えてほしいんですけど。

○藤井会長　高井地区に今農業者が何人いますか。農業者でまず集まってもらわんとですね。

○13番　毎日といいますか、定期的に草刈りばっかりされているんです。最後には夫婦げんかになったり。もうそれが近所の方が草が伸びたから刈ってくださいとか言われて、すごくせかされたりして、それで夫婦げんかになって、もうぶりぶり奥さんも言われているんです。そういう現状から、結構広いところなんですけど、そういうところにハンマーモアか何か、簡単な草刈り機とかそういうのを貸していただければできると思うんです。機械がないからなかなかシルバーにお願いしたりとか、シルバーのほうも定期的にというか、早めに予約しないと来ていただけないとか、そういう規制もあるみたいで、借りたいなと思ったときにすぐそういう保全会かそういうところに行ってすぐ借りて、あれはガソリン代だけ支払えばいいんですか。

○藤井会長　基本的には共同作業ですから、共同作業が基本ですから、建前はそうやからもうその形は極端に崩すことはできませんので、個人が借りてからぱっとやるというわけには本来ならできないもんですから。

○13番　共同作業というのはどういうふうにすればよろしいんですか。共同の土地じゃないから個人の土地を.....。

○藤井会長　だから基本的には共同で使う農地とか道とか路肩とか水路とか、そういったものを共同で作業しなさいということです。基本はそうやから、それをどこまで広げてもらえるかを考えなくちゃいけないんですけども。

○13番　それで会費を納めるとかそういうこともあるんでしょうか。

○藤井会長　ないです。

○13番　そういうことはないんです。

○藤井会長　はい。だから共同で溝上げなんかをした場合には日当を出してもええわけですし。

○13番　ありがとうございました。

○12番 水系ごとにちゅうのが基本になっているので、大崎は須川水系なんですよ。高井は違うので、金波水系なので、基本的にはちょっと困るなどと言われると思います、一緒にしてくれと言われても。

会長が先ほどおっしゃられていた公社で草刈り機を導入できる仕組みとかができれば解決できる問題だと思うというのは、こっちの市が頑張ってくれれば何とかなるのかなと聞きながら.....。

○13番 ありがとうございます。

○藤井会長 小さくても一応は面積があるんで、農業者が何とかしたいという思いができりゃあそこでできないことはないんで。あそこは一部白も青もあるよね。

○12番 白と青がどうなっちゃうか僕も詳しくないんで。

○藤井会長 ちょっと確認してみなくちゃいけませんけど、そこら辺のところはちょっとまた調べてからお話しさせていただきたいと思います。

ほかに何かありませんか。

○18番 小野の環境保全会で、私、地区真尾で入っているんですけど、やから水路の周りと水路の縁とかそういう共同で使うところの草刈りは全員でそこをやって、日当も時間当たり1,000円、ハンマーモアとか買っているものを使っています。

それと、持続化給付金が今ついとると思うんですけど、それで水路の補修とかそういうのならいいことで、水路の老朽化、さっきも話が出りましたが、かなりそんなふうには私たちのところは使っております。

○藤井会長 長寿命化のほう。

○18番 長寿命化は.....。私も2つに分かれちゃうんじゃないですか。

○藤井会長 2つに分かれています。

○18番 分かれていますよね。初め、長寿命化金は小野はもらっていませんでした。最近だと思えます。奈美からもらい始めて。真尾も1年、長寿化のほうはもらえるように間がないんですけど、金額もある程度大きくなって、水路の補修なんかもそれは70万円、60万円ちゅう単位で出ていきますからいいんですけど、先ほどの草刈り機、ハンマーモアの使用法にちょっと問題があったなど。そういうことであれば、トラクターでハンマーモアをつけたようなんで使おうとしても、それはどういう場所で使おうとされているんですか、これは。

○藤井会長 だから、今法律が変わって、仕組みが変わってそこまで使えるようになったのが、農地を所有されているお年寄りが高齢化で営農ができなくなった、このままじゃあ耕作放棄地になりかねない、地域のみんなで守ろうじゃないかというときに、トラクターを持って行ってすぐことまでは可能には解釈的にはなったということです。今まではその.....。

- 18番 ハンマーモアでそうやって草刈りをするとは違うんですか。
- 藤井会長 ハンマーモアで草刈りも当然できますけど、そのもう一歩踏み込んだ形になるわけです。耕うんするのもオーケーじゃないかというところまで。
- 18番 今先ほどが言われたように、ハンマーモアで草刈りをするのは駄目です、2人以上ならいいですと言われましたよね。

○藤井会長 はい。その流れなんですけれども。

○18番 あまり差がないようにちょっと聞こえたんですけど、ハンマーモアと。

○10番 分かりやすく言うたら、10番、吉本ですけど、私のはっきり深くは勉強していないんですけど、まず原則がありまして、共同利用する場所を複数で作業するというのが保全会の定義です。だから、例えば、私のところ、今、上地地区とか田島地区はないと言われるけど、農道はあるんですけど、ほとんどアスファルト舗装してあるんです。1種が多いから。農振だから。私も年間5本ぐらい農道を個人で普通の草刈り機で刈りよるんです、運動がてらに。最近では疲れたからどねえかしようかと思うんですけど、実はここも保全会をつくって、そういう草の農道を犬の散歩をする人がおるでしょ。ああいう人を集めて5人でおってなら5人ぐらい集めて、5人で保全会つくって、その5人が草を刈ったらいいんです、農道。別に農家の人じゃなくてもいいんです。とにかく複数で使うそういう場所を公共の場ですよ、言うたら。公共の場所を複数で作業するというのが大原則。

今言われたのは、耕作放棄地の保全管理のためにというのは、少し解釈を拡大してもらって、その辺までならやってもいいじゃないかということなんです。それを本当はもっと拡大したとき、耕作放棄地もやりたいんだけど、だけど国のお金を使うちゅうことになる何かややこしいことがあるんですいね。あんな複数でやれとか、個人の.....。

○18番 使えないちゅうことですか。(発言する者あり)

○12番 内緒でやればいいちゅうことじゃない。

○10番 営農農機、要するに個人の農地の営農、現役のために使うちゃいけん、これは大原則よね。そういうことです。複数でやれと。

○18番 私ら改めにゃいけんのですね。それは刈ることは可能ですから、今、私らんところ。

○10番 だから、建前と本音。

○11番 すいません、今、横木委員と同じこの小野の環境保全なんですけど、私どものところは特殊なんですけど、はっきり言う分には共同のところの草刈り、これがもう4月から月1回、9月まで、大体早朝2時間です。夏場は7時から9時。それ以外は8時から10時、2時間やって、大体間1時間ぐらい休憩して、班があって、地区内に班が4つか5つありますけど、班で大体分けて、大体3か所30人前後です。ずっとこれを手分けしてずっとやって、人数が少ないほうは手伝

いに行ったりして、コースをやってだあっとやって一通り、農道がたくさんある、舗装していないところが。だから、これ私の勘違いでなければ、これ多面的機能というのは、当初は5年の時限立法じゃったと思うんです。延長になってまた5年延長とかなつとると思うんですけど、本来は、今年から施設長寿化ちゅう事業の分を入れたんですけど、あれでコンクリート舗装とか農道、大きい農道を舗装したりできるようになると思うんですけど、そういうふうなのはあまりしなくて、草刈りばかり定期的にやって、それでこれをパンフレットなんか見ると、子供会とか水辺の住む、そういう遊休地をそういうふうに整備したりいろいろやるのが本来の理想だったと思うんですけど、現実には月1回案内状を出して、出れる人は出てくださいと、30人前後出るんですけど、だんだん皆、平均年齢はもう年齢は多分ですけど上がっていますから、若い人が少ないですから、だんだん参加者も徐々に減ってきたりしているんです。

じゃから、継続的に、未来永劫的にこの事業をずっとやるんじゃなしに、やっぱりこの事業、補助金を使って何か手間暇がかからないように、効率的になるような方法を考えんにゃあ、今施設長寿化でも農道でも舗装したらどうやろうか、これも、当初は、奈美地区も基盤整備やっていますけど、基盤整備の話もあつたんです。一緒にやらないかという話。これ全部アンケートを取りまして、そしたらもういろんな意見が出て、結局、反対のほうが多いかつたんです。というのは、非常にもうみんな高齢化しておると、基盤整備の計画から完成までに10年ぐらいかかる、その頃は誰もみんな生きちゃらんじゃないか。若い、三、四十代の人が農業やる意欲のある人がやるんじやつたら、それはいいんじゃないか。そういう人は、若い人は日々のそういう仕事のほうに追われていますから、農業のほうはもう維持管理するぐらい、トラクターですくぐらいですよ。もう本当、保全管理だけです。だから、もうそういう事情を踏まえて、いろいろ難しい面がこれはありますね。農地だけじゃなしに、家のこともそうだと思います。空き家も出るような状態ですから、いろいろと難しい問題があると思います。

- 12番 奈美は圃場整備してくださっていますけど、本来は圃場整備した後に、保全会のお金を使って舗装をしたりとか、すぐ道を広くした後に、普通はそうやってやるんです。大道なんか結構そうやってやられていますよね、今。後は植栽していったりとか、やっぱり卵が先か鶏が先かじゃないですけど、形を整えてあげないと、若い人なんか誰もいなくなっても呼んでくることもできない、維持管理することもできない、自滅していくしかない方法に、今結論が、今お話くださった中ではいっているんですよ。なので、最後全部森になります、木が生えて。

ただ、整備をすれば人を呼んでくることもできるし、隣の地区に住んでいる人に頼むこともできる、水路もぼろぼろなのを直すこともできる、道もそこまで手がかからんようにすることができる、どうにか次のことが考えれるんです。だから、やっぱり農業委員としてはやっぱりそっこのほうを地元で進めてあげていただきたいなど、将来の、まだ持続可能な、どうやったら持続可能かと

いうのを考えて誘導してあげていただきたいなど。

- 11番 私のところも、今、以前、基盤整備の話はあったんです。今じゃなしに30年前。そのときは逆にもう反対の意見を上げて、意見の内容は違って、米の値段がよかったんです。米作りやあ作るほど兼業でもとにかく米を作らせてくれと、減反ちゅう政策がありましたけど、米を作らせてくださいよと、お宅、これだけ余計減反してなら、私のとこにその分作らせてもらえませんかとか、米の値段がえかったんです。そのときにはじゃから基盤整備ができなかった。今は事情も変わってきたでしょうけど、今、環境保全で舗装とか何とかして基盤整備をやるんじゃないら、それができないというか、補助金をダブってはできないということで、その辺の絡みもちょっとあって、今、私のとこへよいよ小さい田が多いんですけど、それがなっているのは、そういう農道を舗装すりゃあええんじゃないけど、基盤整備の面も残っておるから、両方はできない。施設長寿化の使い方です、金の。

- 藤井会長 ぜひ基盤整備のほう進めてください。

基盤整備なんかしようじゃないかという、誰が後作るんかとかいう話に当然なるんですけども、先ほど石田委員がおっしゃったように、取りあえずやっつけば担い手が入りやすい状況をつくつとけば、後から何とかなるんで、取りあえず入ってきやすいような環境整備をしとくちゅうことは、今の者の責任じゃろうと思いますんで、ぜひ協力してほしいと思います。

よろしいですか、もう。じゃあちょっとこれ後でから小委員長さんに集まってもろうてから、詰めてからもう形にして出しますんで、それで了承頂きたいというふうに思います。じゃあこの件はこれでおしまい。

あと、報告事項があります。ちょっとさつと目を通してください。それで議案は閉じたいと思いますので。報告事項が54番から59番までございますけども、さつと目を通していただきたいと思います。

何かありましたら意見をお願いします。

————の合意解約は、これどういった流れの中の一部なんですか、これ。

- 11番 これ、私も————たくさん出ています。だから、ちょっと気になったんですけど、これは契約、双方合意による契約解除です。それが、6月定例会でもう先に、今度借受人が変わる部分が上がっておるわけです。今回、2か月ちょっとにこれが来ましたから、本来は解除も同時に上がってくるぐらいが本当は後がきたから余計、何か不自然な感じを受けたんです。日付は問題ないです。6月29日解除で、新しいほうの契約も6月30日でなっていましたけど、こちらの配分契約のほうは6月のときに上がるとるんです、半分以上は。本当に契約解除になる部分はおそらくないと思いますけど、まだ上がっていないのも9番、55号の9番なんか上がっていないんですけど、また今度上がってくるんじゃないらと思うんです。農地中間管理機構は契約解除の通知が遅れたのか

どうか、その辺がちょっと気になっているんですけど。

大道のほうも一緒ですね。みんな6月のときに上がっておるんですよ。

○事務局 合意解約はもう6月29日付でもうこちらのほうに届いていますので、うち、議案に載すのがあくまでもつくった後に来ていますから今月になった。農林水産振興課のほうの分は、もう事前にそれが上がって早めに議案に載ってしまったということだけで、特に問題はないです。

○藤井会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、これで議案審議を閉じたいと思います。

午後4時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 8月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員